

東弁2019人権第383号
2019年12月2日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

東京弁護士会
会長 篠塚 力

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、別紙の申立人らからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

別紙の申立人ら7名は、1949年（昭和24年）8月から1950年（昭和25年）11月にかけて、国が主導した政策に基づき、共産黨員あるいはその同調者であることを理由に解雇等によって職場から追われた。

これは特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害する違法なものである（憲法14条1項・19条・21条1項）。申立人らは、職場を負われた結果、名誉が害されただけでなく、生活の糧を失うことにより経済的な被害をも被ったが、未だ何の名誉回復も補償もなされていない。

よって、当会は、国に対し、申立人について、可及的速やかに、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する。

第二 勧告の理由

第1 本件申立

1 申立の趣旨

申立人ら（別紙申立人ら一覽参照）は、1949年8月から翌1950年11月にかけて、いずれも共産黨員あるいは共産主義者であることを理由に不当

に職場から追われたものである。現在に至るまで、何らの名誉回復も賠償も行われていないため、救済を求める。

2 申立の理由

(1) 申立人A、同B及び同C

申立人A（以下「A」）及び同B（以下「B」）はいずれも労働基準監督署の職員、同C（以下「C」）は、郵便局の職員として稼働していたが、いずれも、1949年8月に解雇された。

(2) 申立人D、同E及び同F

申立人D（以下「D」）、同E（以下「E」）及び同F（以下「F」）は、いずれも公立小学校の教員をしていたところ（申立人Dが山形県、同E及び同Fが東京都）、申立人Dは1949年10月に辞職勧告（退職勧奨）を受け、同E及び同Fは、いずれも1950年2月に、解雇ないし辞職勧告を受けた。

(3) 申立人G

申立人G（以下「G」）は、運輸省海上保安庁水路部の職員であったところ、1950年11月、解雇された。

(4) 申立人のうち、申立人A、同B、同C及び同Gについては、申立を受けて調査を開始した後に死亡している。残る申立人も高齢である。

3 本件申立の特徴

(1) レッド・ページの意義と位置付け

本件は、レッド・ページに関わる人権救済申立事件である。

レッド・ページとは、「共産党員とその同調者を公職・企業などから追放すること。日本では1949～1950年、GHQの指令により大規模に行われた追放をいう。赤狩り。」（『広辞苑』（第7版、2018））などと定義されているが、この分野の研究の第一人者である明神勲（北海道教育大学名誉教

授)は、「レッド・ページとは、冷戦の激化と占領政策の転換を背景に、占領後期の1949年7月から51年9月にかけて、GHQの督励・示唆のもとに、日本政府、企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」、「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から約三万名の公務員・労働者・労働組合幹部・共産党幹部・在日朝鮮人団体幹部等を一斉に追放(罷免・解雇)した反共攻勢であり、「思想・良心の自由」(憲法第19条)を蹂躪した戦後最大の思想弾圧事件である。そしてそれは、「思想・良心の自由」にとって戦後最初の、そして最大の受難史であった」としている(『戦後史の汚点レッド・ページ』(大月書店、2013)50頁)。

レッド・ページは、戦後間もない時期に行われた事件で、今となっては“古い事実”とも言えるものであるが、国家主導で行われた大規模な思想差別による人権侵害事件であり、当事者に時の経過によっても癒されない重大な物心両面の損害を与えている。しかも、これまで具体的な名誉回復措置や補償が行われていないことから、なお、今日においても救済が必要な重要な課題といえる。

(2) レッド・ページの人権救済申立

日本弁護士連合会(日弁連)は、2008年10月24日、電気通信省(当時)で勤務していた1名と民間企業に勤めていた2名の申立人がレッド・ページによる解雇について救済を申し立てた事件につき、国(内閣総理大臣)と当該民間企業に対し、名誉回復や補償などを行うよう勧告している。さらに、2010年8月31日には、数度に分けて申立てがなされた計25名のレッド・ページの被害者について、改めて国(内閣総理大臣)と最高裁判所に勧告を行っている。

その後、各地の弁護士会で多数の救済措置を行っており(現在、確認できるもので13件ある。)、当会においても、2013年9月3日、1950年

に電気通信省（当時）を免職された1名の申立人につき、国（内閣総理大臣）に勧告を行っている。

第2 我が国のレッド・ページ

1 レッド・ページの分類

典型的かつ明瞭なレッド・ページとしては、1950年5月3日に連合国最高司令官マッカーサーが、日本共産党を破壊的活動を行う政党として公然と非難し、断固たる措置をとる等との声明を発し、同年6月以降共産党中央委員の公職追放、アカハタの発行停止等を吉田首相宛書簡で次々と指令し、日本政府もこれを推進して、その後公務所や民間企業から大量の共産黨員、同調者等が追放されていった過程が、その中心をなすものであり、また、共産黨員ないしその同調者であるがゆえの追放であったことが史実としても明瞭である。

しかし、今日のレッド・ページ研究においては、その前の1949年の行政整理・企業整備といわれる行政機関・民間企業の大規模な人員整理の中で、レッド・ページはすでに開始されていたと見るのが、むしろ一般である。

その上で、明神名誉教授は、前記第1の3（1）記載の前掲書（52頁）において、我が国のレッド・ページを下記のように分類している。このうち、申立人らについて検討が必要な類型は、①の行政整理（3名）、②の教員レッド・ページ（3名）、及び④の公然のレッド・ページ（1名）であるため（別紙申立人ら一覧に付記した符号はこの分類を示している。）、次項以下の歴史経過も、これらに関する限りで整理をしている（頻出する引用文献については、末尾に凡例を示した）。

記

- ① 1949年7月—12月 「行政整理」（官公庁・地方自治体等で17万名余）で約1万名、「企業整備」（約43万名）で数千名以上の共産黨員・同調者とみなした者を追放〔大量の人員整理の中に共産黨員・同調者を含

めた事実上のレッド・パージ]

- ② 1949年9月—50年3月 初等中等学校教員レッド・パージで約1100～1200名を追放【「不適格教員整理」の名目によるレッド・パージ】
- ③ 1949年9月—50年3月 イールズ声明を起点とするCIE¹主導の大学教員のレッド・パージ（記載略）
- ④ 1950年6月—12月 マッカーサー書簡による共産党中央委員の公職追放を起点に、新聞、放送から全産業に拡大したレッド・パージで約1万2000名を追放。公務員については「共産主義者等の公職からの排除に関する件」（9月5日 閣議決定）にもとづき約1200名を追放【公然とした文字どおりのレッド・パージ】
- ⑤ 1949年9月—51年9月 公職追放によるレッド・パージ（記載略）

2 レッド・パージに至る歴史経過

(1) 戦後の日本共産党の活動再開と労働運動の高揚

ア 1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日、降伏文書に調印した。日本の占領政策を担ったGHQは、占領の当初は軍国主義者の公職追放など軍国主義を廃し、婦人解放、労働組合結成奨励、学校教育民主化その他の民主化政策を推進した。同年10月10日には治安維持法下で拘束されていた日本共産党の幹部ら政治犯約3000人が釈放され、同党の社会的・政治的活動が公然と開始され、同年12月には日本共産党第4回大会（再建大会）が開催された。

なお、この間、憲法改正作業が開始され、1946年2月には、いわゆるマッカーサー草案がまとめられ、その後日本政府案が作成されて、国会で審議の後同年11月3日に公布されるに至った。

¹ C I E 民間情報教育局

イ 敗戦後の日本国民は、食糧不足と激しいインフレによる生活の逼迫を強いられていた。その中で、労働組合の結成が急速に進み、やがて労働運動が急進的色彩を帯びる過程で、日本共産党が次第に大きな指導力・影響力を獲得していくこととなり、1946年4月に行われた衆議院議員総選挙では5議席を得るに至った。

このような労働運動と共産党の影響力の広がりに対して、アメリカの占領政策には早くも方針転換が現れ始めた。たとえば同年5月19日にいわゆる「食糧メーデー」が皇居前広場に20万人を集めて開催され、大示威行進、首相官邸包囲がなされる等の事態に対し、マッカーサーは翌20日「暴民デモを許さない」旨の声明を発表して、労働運動に対する批判的態度を明らかにし始めた（吉田『回想』264頁参照）。

しかしその後も労働運動は高揚を続け、同年8月にはまず日本労働総同盟（総同盟）が、続いて共産党色の強いとされる全日本産業別労働組合会議（産別会議）も結成され、同月以降、国有鉄道労働組合総連合会（国鉄総連合）や日本海員組合の争議、産別会議の「10月攻勢」、全官公庁労働組合連絡協議会（全官公）の共同闘争などが続き、それはやがて吉田内閣打倒を標榜する政治的色彩をも濃くしつつ、翌1947年2月1日のゼネストへと向かった。

（2）対日占領政策の転換—反共の防壁

ア このような労働運動の高揚と共産党の影響力の拡大に対し、政府もGHQも対決姿勢を明確にし、1947年1月吉田首相はその年頭所感においてこれらを「不逞の輩」と非難し、「彼らの行動を排撃せざるを得ない」と述べ（吉田『回想』266～267頁参照）、そして2.1ゼネストに対して、1月31日マッカーサーは中止指令を発するとともに、その声明において、「かくも致命的な社会的武器を用いることを許し得ない」とした。このゼネスト中止によって、労働運動も混迷を余儀なくされ、その後、全通

信労働組合を中心とする官公労働者のストライキの実施とその禁止命令という経過を経て、1948年7月31日、芦田首相宛のマッカーサー書簡に基づき、公務員の団体交渉権・争議権を否定した政令201号が公布・施行される。

その後この政令201号を受けて、同年11月国家公務員法改正、同年12月日本専売公社法・日本国有鉄道法・公共企業体労働関係法の制定（専売・国鉄を公社化し、職員の団体交渉権は認めるが争議権を否定するもの）と、公務員・公共企業体の団体行動権制限法制が整備されていく。

イ このようなアメリカの対日政策の変更は、国際情勢の反映でもあった。

すなわち、すでに第2次世界大戦中からアメリカ・イギリスとソ連との間には反目が露呈していたが、1946年3月のイギリス首相チャーチルの鉄のカーテン演説でその対立関係は公然たるものとなり、1947年には、3月のトルーマン・ドクトリン（共産主義封じ込め政策）、6月のマーシャルプラン（ヨーロッパ復興計画）発表により、アメリカの対共産主義政策が明確化される。他方、同年10月にはソ連を中心にコミンフォルム（欧州共産党情報局）が設置され、1948年4月にソ連のベルリン封鎖、8月には朝鮮民主主義人民共和国樹立など、共産圏が形成され、その後、1949年4月北大西洋条約機構（NATO）発足、同年10月中華人民共和国成立、ドイツ民主共和国成立など、東西冷戦体制が強固に形成されていくことになる。

その過程で、1948年1月には、アメリカのロイヤル陸軍長官が「日本を自立化させ、極東における全体主義的脅威（共産主義）に対する防壁とする」旨を述べたが（同月8日付け朝日新聞）、これはアメリカの対日政策の基本を明確に表現したものであった。

（3）第三次吉田内閣の反共政策

前記のようなアメリカの対日政策の転換の中で、日本側においても、労働

運動の高まりと共産党・共産主義の拡大を抑圧する強硬な方針が検討され、実施されていくことになる。

1949年1月の衆議院議員総選挙では、日本共産党が一挙に躍進して35議席を獲得した。これに対し、2月16日成立した第三次吉田内閣の就任談話において吉田首相は、経済安定九原則の忠実な実行と反共・治安対策を内閣の基本方針にすえることを宣言した。具体的には、アメリカの非米活動委員会に類した「非日活動委員会」の設置、共産党の違法な反税闘争排除の方策立案、教員の共産主義的活動の取締り、行政整理の断行などを挙げている。

(4) 団体等規正令の制定

1949年4月4日、勅令第101号「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」を改正し、団体等規正令が公布され、即日施行された。

同規正令は、新たに目的規定を設け、「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止する」ことを規定した。すなわち、「反民主主義的な団体」を追加したことが眼目であり、これについて吉田首相は回想録の中で、「政治団体たる共産党そのものを対象とする」ものであると述べている（吉田『回想』272頁）。この改正は、法務府特別審査局（現在の公安調査庁の前身ともいうべき役所）の吉河局長とGHQ民政局（GS）公職課長ネピアとの間での検討を経た上で行われたものであり（明神『概要ノート』173頁）、占領政策の規制の対象が、軍国主義者から共産主義者へと転換する転機となったものであった。

当時共産党は、団体等規正令に反対の立場をとってはいたが、他方で一般党員の氏名等の届出には応じるという態度をとっていた。その結果1950年3月現在で10万8692名の党員が特別審査局に届出された。この届出が、レッド・ページの対象者を選定する際に利用されたといわれている。

(5) GHQの反共政策の表明

ア 1949年5月3日、マッカーサーは日本国憲法施行2周年記念日に当たり、日本国民に寄せたメッセージの中で、「人間の英知にそむき個人の尊厳を冒し、個人の自由を抑圧するもろもろの概念が破壊的な力をもって侵入することを不断に警戒し、もって公共の利益の擁護に当ることを切に要望する」と述べ、共産主義に対する警戒を呼びかけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。

イ さらにマッカーサーは、同年7月4日、アメリカの独立記念日に際しての声明を発し、その中で、初めて直接共産主義を名指しにし、共産主義は「国家的および国際的民権はく奪運動として出現」したのであり、「かかる運動に対し法律の効力、是認および保護を今後与えるべきや否やの問題を提起する」と述べ、日本の国民は共産主義の脅威を十分に理解しており、共産主義の「東進を食止め、南進を阻止する有力な防壁」であると位置づけた（同日付け朝日新聞・読売新聞）。これは、暗に共産党の非合法化の可能性を示唆したものとされる（明神『概要ノート』174頁）。

ウ 同年7月19日、GHQ民間情報教育局（CIE）高等教育顧問のイールズは、新潟大学開学式の祝辞の中で、共産主義者たる教授の大学からの追放、学生ストライキの排撃、スト学生の追放の演説を行った。これは、CIE局長ニュージェントがイールズの開学式出席を準備し、かつ、その祝辞の内容についても事前にニュージェントの承認をとって行われたものであった。したがって、このイールズ発言は、「レッド・ページを公然と声明したGHQ最初の公式声明」とされている（明神『概要ノート』174頁）。

なお、その後イールズは、11月8日の徳島大学から翌年5月19日の岩手大学に至るまで、半年間に27の国立大学で同趣旨の講演をしている。そしてこれを受ける形で、弘前大学、山形大学、新潟大学、富山大学、茨

城大学、山口大学、佐賀大学などで教員の辞職勧告が行われ、また旧制学校から新制大学への切換えの際の任用の拒否という形で、事実上のパージが行われた。そこには文部省の大学執行部に対する行政指導が介在しており、また佐賀大学のように教授会がパージを認める決議をしたところもあった（平田『史的究明』110～182頁）。

（6）吉田内閣の反共政策の明確化

ア 前記1949年7月4日のマッカーサー声明に対し、吉田首相は即座に対応を開始した。吉田首相は、この声明を、共産主義の「非合法化に関する総司令部側からの最初の示唆が、公式の形をとって与えられた」（吉田『回想』275頁）もの、「団体等規正令に現われた占領政策の方向、すなわち、共産主義を法的に否定せんとする態度を、一段と明白にしたもの」（同276頁）と受け取り、早速これを歓迎する旨の談話を発表し、具体的措置について法務府等で研究することとした（明神『概要ノート』174頁）。

イ ところで、マッカーサー声明と同日の7月4日は、国鉄が行政機関定員法に基づく第1次人員整理3万0700人の通告を開始した日であり、その翌5日に下山事件が発生し、同日東芝が4600人の人員整理を発表、民間企業の企業整備も始まり、同月12日国鉄の第2次人員整理6万3000人の通告開始、同月15日三鷹事件発生という、騒然とした世情が続いた。そして下山事件、三鷹事件及び後の松川事件は、当時いずれも共産主義者らの謀略だとの見方が広がり、現に三鷹事件・松川事件では多数の共産黨員らが逮捕・起訴された。

このような状況の下、同月16日には吉田首相が総理大臣声明を発表し、国民に対し、人員整理の断行を表明するとともに、現下の社会不安は「主として共産主義者の扇動によるものである」とし、「彼らは盛に流言を飛ばし、直接行動だの人民革命などとふれまわって民衆をおどかしている。虚偽とテロが彼らの運動方法なのである」等と口を極めて共産主義者を非難

し、その排撃を訴えた（同月17日付け朝日新聞・読売新聞）。

後述の公務員のレッド・ページ計画が閣議決定されるのは、その直後の7月22日のことである。

3 行政整理の中でのレッド・ページ（申立人A、同B及び同Cに関する項目）

（1）行政整理とレッド・ページ方針の決定

ア 1948年7月31日に公務員の団体交渉権・争議権を否定した政令201号（前記2（2）ア）が交付・施行された後、GHQは経済・労働政策として、同年11月の賃金三原則、12月の経済安定九原則で賃金・物価・金融抑制等による日本の自立復興を求める方針を明確にし、その具体化として翌1949年3月のドッジラインの発表により、緊縮財政、インフレ抑制策が徹底されることとなった。

行政機関においては、1949年2月25日、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、また「行政機構刷新要領」が閣議了解されて、行政機構の刷新と人員整理を内容とする行政整理を6月1日から実施することとされた。

そしてこれに基づき、行政機関職員定員法案が同年5月4日閣議決定され、同月31日成立し、6月1日施行された。これは、政府関係職員28万人余、地方公共団体職員13万人余の合計42万人余の整理を予定したものであった（『日本労働年鑑・23集』780頁、平田『史的究明』43頁）。

イ そして、前記2の（5）及び（6）に記載したようにGHQ及び日本政府の共産主義排除方針が明確化する中で、この行政整理に含めて、政府関係機関や地方公共団体からの共産主義者の排除、すなわちレッド・ページが、GHQと日本政府の極秘の合意に基づく同年7月22日の閣議決定を経て、実行された。

すなわち同月 21 日、日本政府代表としての殖田俊吉法務総裁と GHQ 代表としての民政局公職課長ネピアとの間で会談がもたれ、政府関係機関から「共産主義者とその同調者を追放する件」として、その追放を実行する計画を吉田首相が閣議に提出する案が検討され、ネピアより承認された。そこでは、「わが国の復興の重要な状況に鑑み、政府機関の公正、穩健かつ民主的な運営を確保するため、下記アウトラインに従い、人員整理の計画を立案し、決定する」として、閣議決定案が次のとおり確認されている（明神『概要ノート』174頁）。

「国家公務員（公共機関を含む）、公共企業体（専売公社及び国有鉄道）及び地方公共団体の職員で、日本共産党員（秘密党員を含む）、同党の同調者及び協力者並びに共産主義を信奉しているとみられるすべての破壊的分子について、調査をし、一斉に解雇するための措置を実施すべきである。」

ウ 吉田首相は、さらに同年 8 月 9 日付けマッカーサー宛書簡において、「国家再建のためのひとつの包括的計画」を提出し、「赤どもの破壊的戦略にたいし、政府が断固として恐れることなく政策を遂行する」決意を披露している。その中で、当面の課題として、「政治的には、われわれはいまやアジア大陸を席捲しつつある共産主義の流れを阻止しなくてはなりません」と提起し、この目的達成のために必要な政治上及び経済上の方策を提言しているが、その政治上の方策 5 項目の冒頭には、「政府職員ならびに教育機関から共産主義の影響力を抹殺すること」が明記されている。そして、「日本の地理的位置ならびに国民の特性からして、この国は共産主義の防波堤となり極東における安定勢力となりうると、結論して差しつかえありません」と進言している（袖井林二郎編訳『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集 1945～1951』（法政大学出版局、2000）271頁）。

エ この行政整理について、吉田首相は後に、「総司令部の示唆に従って、官

庁業務の正常な運営を害する虞れのあるものとして、赤色分子を併せて解雇する方針を立てた。そして各官庁を督励して、該当者を一斉に調べさせ、その年の7月から9月に亘って、他の通常の被整理者と併せて、これらの分子を整理させたのである。それからさらに、地方の都道府県に対しても、政府の方式に倣って同様な措置を講ずるように勧奨した。」と述べている（吉田『回想』286頁）。

このように、行政整理は、「人員削減による国家支出の節約が表向きの理由であったが、GHQの示唆に従って官庁業務の正常な運営を害するおそれのある『赤色分子』の追放の意味も含んでいた」（田中二郎他編『戦後政治裁判史録1』（第一法規出版、1980）466頁）こと、すなわちレッド・ページをも目的としていたものであることが明らかである。

（2）行政整理の中でのレッド・ページの実態

ア 国鉄の行政整理とレッド・ページ

行政整理において規模が大きいのは国鉄である。

国鉄においては、1947年6月国鉄総連合が解散すると同時に国鉄労働組合（国労）が結成され、1949年6月からは国鉄が公共企業体に移行していたが、当時国鉄においては、行政機関職員定員法に基づく行政整理として同年5月末現在9万5000人の削減が予定されていた。

これに対し国労中央委員会は、同年6月26日反対のためのストを含む実力行使方針を決定したが、しかし国鉄当局は、7月4日第1次人員整理3万7000人の通告を開始した。そして奇しくもその翌5日下山総裁が登庁途中で行方不明になり、翌6日に轢死体で発見されるという、いわゆる下山事件が発生した。さらに国鉄当局が同月12日に第2次人員整理6万3000人の通告を開始し、その直後の同月15日、今度は三鷹駅構内で無人電車が暴走して構外に飛び出し、6人が死亡するいわゆる三鷹事件が発生した。さらに8月17日、東芝松川工場の労働組合が企業整備の解雇

反対ストに入った当日、東北本線松川・金谷川間で列車が脱線転覆し、乗務員3人が死亡したいわゆる松川事件が発生した。そして三鷹事件では10名の共産党員ら、松川事件では20名の共産党員・国労組合員・東芝松川工場労組員らが逮捕・起訴され、下山事件を含め、共産主義者やその影響下にある労働組合の謀略的行動ととりざたされ、これに対する非難や恐怖が社会に一般化することになった。

国鉄当局は、この行政整理の一環として同年7月国労中央闘争委員会の共産・革同派17人を免職とし(国鉄労働組合編『国鉄労働組合50年史』(労働旬報社、1996)29頁)、これによって国労中央闘争委員会は分裂、以後民主化同盟(民同)系が組合の主導権を握ることになる。そしてこの国労執行部の混乱と、下山事件・三鷹事件さらには松川事件の続発する騒然とした世情の中で、国鉄の大量の行政整理は予定どおり実行された。国鉄職員の行政整理の人員は9万4312人、うち共産党員及び同調者2591人とされている(『資料労働運動史・昭24』1007頁、平田『史的究明』44～46頁、及び同書に引用されている法務府特別審査局「昭和二五年八月 所謂特殊官庁グループに関する報告」)。

イ その他の国家公務員等の行政整理とレッド・ページ

行政整理によって解雇された者は国鉄以外の政府関係機関12省庁で5万2345人、これらの機関を含む国家公務員等(各種公団を含む。)の共産党員等の解雇者は6689人というデータが残っている(同上各資料)。この共産党員等の解雇者のデータは、前法務府特別審査局の作成資料によるものであるが、各機関別にA、B、Cに区分された人数が記載されており、Aは共産党員、Bは同情的協力者、Cは容共分子を指すものと推察されるという(平田『史的究明』46頁)。これによると、共産党員等の解雇者の多い主な機関としては、電気通信省2388人、公立学校1583人、郵政省1450人、配炭公団258人などとなっている。

そしてこの資料には、「かような行政整理が行われた結果、従来政府関係各官庁内に結成されていた党細胞を始め、各労働組合内の分派は勿論のこと、個々の党员や同調分子の大部分が、当該官庁内から排除されて各官庁に対する共産主義的勢力の浸透が一応肅正され、……各官庁内における共産主義的組織と活動の人的基盤の大部分は、右の行政整理によって破壊され、一掃されるに至ったものといわざるを得ないものである」とのコメントが記載されている（平田『史的究明』44～46頁の記述による。）。

このように、特別審査局自らが行政整理の対象者のうち共産党员等のABCのランク付けをして調査集計し、前記のようなコメントをしていることから、日本政府が、共産党员及びその同調者等を把握した上、行政整理に意図的に含ませて排除していたことが推認できる。

4 企業整備の中でのレッド・ページ

(1) 企業整備の性格

「企業整備」とは、賃金三原則及び経済安定九原則に起因する民間企業の大規模な人員整理・企業合理化のことである。行政整理が行政機関定員法に基づく公務員労働者の大量解雇であったのに対し、企業整備は民間企業労働者の大量解雇であり、行政整理が先行し、企業整備はこれに追随する形で行われた。

その企業整備においてもまた、共産党员やその同調者の職場からの追放が、その大量解雇に含めて行われた。すなわち、「たいていのところでは共産党系の組合幹部が整理対象の中に含まれていた」（日本労働組合総評議会編『総評十年史』（労働旬報社、1964）154頁）「民間企業と公企業たるとを問わず、いわゆる赤色分子排除は〔1950年の〕レッド・ページに先んじて、企業整備による人員整理という形で、かなり消化されていた」（日経連三十年史刊行会編『日経連三十年史』（日本経営者団体連盟、1981）244頁）。

前記2の(5)、(6)で記載したとおり、1949年7月4日にマッカーサーがアメリカ独立記念日の声明において、はじめて共産主義の排除を明言し、吉田内閣が直ちにこれに呼応して、共産主義者とその同調者を追放するための閣議決定や計画提言をし、かつ、そのための行政整理を実行に移し始めていた。その過程の中で経営者側もまた、明確に共産党員の排除の方策をとるに至っていた。同年8月20日、日本経営者団体連盟(日経連)は、下部団体・会員会社に対し、「当面の労働情勢に対応して経営者のとるべき態度」なる文書を配布し、企業整備の実行等の統一を図り、資本家経営の団結を要請した。その中では、「破壊分子を追いだせ」として「経営内にある共産党員の排除こそまず第一に行うべきである」と明言し、いままで「非協力者」として首が切れるかどうか法規上問題であったが「この解答が今回の国鉄の人員整理によってあきらかになった」として、業務に対する協力の程度を重視し、正常な業務運営を阻害する行為等を基準に排除できる、などとしている(同年8月21日付け読売新聞、『日本労働年鑑・23集』827～830頁(なおこの資料では9月7日付け文書として収録されている。))。

これらのことから、企業整備は、GHQ及び日本政府の意を受け、意識的に共産党員及びその同調者の排除が行われたものといえることができる。

(2) 企業整備の概要

労働省は、主要企業における1949年1月以降1950年9月までの人員整理と共産党員等の排除状況を「昭和25年10月現在労働省調」として集計しているが、これによると主要企業43社での整理対象者は5万7725人で、そのうち共産党員は2616人、その同調者は529人とされている(『資料労働運動史・昭25』1079頁)。

また、労働省編『労働行政史・第2巻』(労働法令協会、1969)によると、1949年2月から12月までの各月ごとの企業整備による整理人員数は、同年7月から9月までをピークとして、8814事業所43万5466

人とされている。

なお、行政整理について特別審査局が共産黨員等の追放対象者を個別に把握していたのと同様、企業整備についても、前記のように労働省自らが1950年当時に作成した『資料労働運動史・昭25』の中で「整理者中共産黨員数」「同上同調者数」の統計をとっていることからして、企業整備の中で共産黨員及びその同調者の排除が意識的に行われていたこと及びその内容を、政府自身が明確に認識・把握していたことが理解される。

5 教育機関におけるレッド・ページ（申立人D、同E及び同Fに関連する項目）

（1）教育機関からの共産黨員ら追放の意図と性格

教育機関からのレッド・ページは、レッド・ページ全体の中で第2段階とも位置づけられ、その特徴として、行政整理・企業整備に続いて1949年9月という早い時期から開始され、しかも行政整理・企業整備とは異なり、共産黨員ないしその同調者を特定して追放の対象にしている点に大きな特徴がある。

吉田内閣の反共政策の中でも、教育機関からの共産党の影響力の排除は、当初から特に重要な位置付けを与えられていた。すなわち、1949年2月16日第三次吉田内閣発足の首相就任談話（前記2の（3））においても、その反共・治安対策の一つとして「教員の共産主義的活動の取締り」が挙げられ、同年8月9日の吉田首相のマッカーサー宛書簡における「国家再建のための一つの包括的計画」（前記3の（1）ウ）の中でも「政府職員ならびに教育機関から共産主義の影響力を抹殺する」ことが目的とされていた。

また、同年7月19日のイールズの新潟大学における反共講演（前記2の（5）ウ）は、レッド・ページを公然と言明したGHQ最初の公式声明であったと位置づけられるが、その追放の中心的根拠は、「共産主義者は考えるべきこと、教えるべきことを本部から命ぜられるのであって、教えたり研究し

たりする自由をもっていない」という点にあり、それは大学に限らず、小・中・高校における共産主義教員の追放をも含意するものであった（平田『史的究明』80頁）。

（2）公立学校教員のレッド・ページの概要

小・中・高校におけるレッド・ページは、1949年9月30日の佐賀県を皮切りに、10月に31府県、11月に12道県、1950年2月に東京都などと続き、同年3月までに集中して、高知県を除く45都道府県で実施され、1113人以上、推定約1200人の教員が強制的に追放された（明神勲「教員レッド・ページの被追放者数をめぐって」北海道教育大学紀要・教育科学編第38巻2号36～47頁、明神『概要ノート』175～177頁）。この時期に集中して全国一斉にレッド・ページが行われたのは、これに先立ち、文部省が、共産黨員等の調査を指示した上、極秘に全国教育長会議を開催して都道府県の教育長を集め、直接レッド・ページの指示をしたからとされている（平田『史的研究』76、7頁）。

教員のページの方法については、一部、行政機関定員法や定数条例による過員整理という位置付けがなされたケースもあったが、多くは一定の「不適合基準」に基づく「教職不適合者」に対して辞職勧告をする、という方法がとられた。そして辞職勧告に対して諾否の回答が求められ、受諾した場合は依願退職となり、拒否した場合は官吏分限令を適用して休職処分となり、高等官は2年、判任官は1年の休職期間満了により当然退職となるというものであった。ここにいう不適合事由は各県ごとに定められたが、概ね、①職務不良、職務能力低劣及び素行不良の者、②教育委員会、校長の指示に従わず学校運営に非協力の者、③教育基本法8条2項に違反する者、という内容で共通しており、①だけを理由にしたものは極めてまれで、多くは②と③を該当事由とされ、③に眼目があったと評されている（明神勲「教員レッド・ページ裁判の検討（二）」釧路論集第13号30頁）。なお、教育基本法8条2

項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動をしてはならない」というものである。

6 レッド・ページの本格展開と拡大（申立人Gに関連する項目）

（1）公共的報道機関のレッド・ページ

1950年7月24日、GHQ民政局公職課長ネピアは、新聞各社と日本放送協会の社長、会長ら経営者を呼び出して会談し、「社内の明白な党员およびシンパを全部追い出せ。これは司令部の命令ではないから、経営者各自の責任において遂行されたい」等と伝達した（戸木田嘉久『労働運動の理論発展史・上』（新日本出版社、1963）149頁）。

これを受けて、同月28日、新聞・通信・放送各社のレッド・ページが行われた。このとき解雇通告を受けたのは、朝日・毎日・読売・日経・東京の5新聞社に共同・時事の2通信社及びNHKの合計8社336人であったが、その後8月3日、5日と波状的に解雇が続き、日本新聞協会の8月末現在の調査では、49社700人にのぼった（平田『史的究明』215頁）。

（2）1950年8～9月のレッド・ページ

報道機関のレッド・ページの後に続いて、1950年8月26日、電気事業経営者会議は、電産労組（日本発送電株式会社と9つの配電会社の労働者で組織された日本電気産業労働組合の略称）に対し、合計2137人の人員整理の通告を行った。

その直後には、結核予防会、映画界の監督・俳優その他の映画関係者、日本通運で人員整理が実施された。

（3）労働課長エーミスの10大産業労使との会談

9月25日、GHQ経済科学局労働課長エーミスは、民間企業の10大産業（石炭、金属・鉱山、造船、鉄鋼、自動車、私鉄、電機、重機械、銀行、化学）の労使代表を招き、要旨次のように述べた。

①重要産業より共産主義的破壊分子は排除されるべきである。②この排除は、経営合理化、企業整備とは別個に行われなければならない。③苟も労働組合運動に専心した者又は会社の労働組合御用化に反対した者等の便乗整理は絶対にあってはならない。④この措置は企業経営者及び労働組合の自覚と責任において実施されるべきであり、総司令部政府の命令ではない。⑤この措置は10月中に完了されたい。なおエーミスは、追放すべき者のリストやその計画・内容の提出を求めている（三宅『レッド・ページ』83～84頁、『資料労働運動史・昭25』217頁）。

(4) 日本経営者団体連盟の「赤色分子排除対策について」

GHQからの要請に呼応して、日本経営者団体連盟は、10月2日、「赤色分子排除対策について」と題する文書を作成し、傘下の経営者にレッド・ページを指示した（『資料労働運動史・昭25』223頁、『日本労働年鑑・24集』775頁、三宅『レッド・ページ』195～199頁）。

(5) 日本政府による民間企業レッド・ページの積極的擁護

以上のような民間企業におけるレッド・ページの本格的開始と遂行の過程で、日本政府は、これを合憲・適法として積極的に擁護する姿勢を、公式に繰り返し表明した（1950年10月9日労働省通牒「企業内における共産主義者的破壊分子の排除について」、翌10日全国労働委員会連絡協議会における労働大臣の挨拶等。平田『史的研究』211頁）。また、同時並行して政府自身も政府関係機関等からの共産黨員等の追放を推進している。

その結果1950年10月から12月にかけて、各産業の437社で約7500人に及ぶレッド・ページが行われた。主な産業をみると、石炭産業は全体で解雇者が2148人と電産に次いで多く、三井鉱山455人、北海道炭坑汽船286人が多い。鉄鋼業では1002人以上の解雇者を出しており、うち八幡製鉄が230人と最も多く、日本鋼管が189人とこれに次ぎ、川崎製鉄も54人に及ぶ。私鉄では全体で590人以上が解雇され、西鉄67

人、東急41人、広島電鉄38人、東武37人、京阪神32人などとなっている（『資料労働運動史・昭25』1078頁、三宅『レッド・ページ』85～163頁）。

（6）政府関係機関のレッド・ページ

1950年8月23日、大橋法務総裁と岡崎官房長官が協議をし、国家公務員のレッド・ページは、解任・免職について定めた国家公務員法第78条のうち、3号の「その他官職に必要な適格を欠く場合」との規定を用いることが確認された。

それを受けて9月5日には、「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣議決定され、「民主的政府の破壊から防衛する目的をもって、危険分子を国家機関その他公の機関から排除する」とし、地方公務員や教員についてもこれに準ずる措置が講ぜられるように努めるものとされた。9月11日には各省事務次官宛通達として脱党届提出者についての取扱要領や、排除の実行前の各省庁間の対策・打合せのための「次官会議に諮るべき事項」が発せられ、さらに、9月12日には上記閣議決定について、改めてマッカーサーが共産党への政治弾圧を明言した5月3日声明や日本共産党中央委員24名全員の公職からの追放を指示した6月6日付吉田主張宛の書簡との関係を示した「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣議了解された。これらはいずれも極秘裏に行われ、これらに基づいて政府関係機関のレッド・ページが行われることになった（塩田庄兵衛『レッド・ページ』1984年・新日本出版社47～53頁、三宅『レッド・ページ』173～175頁、平田『史的究明』184～186、206～207頁）。

ただ、これらの閣議決定に基づく公務員等の免職者は、すでに前年の行政整理で事実上のレッド・ページが行われたことから人数的にはそれほど多くなく、国鉄・専売等を含む政府関係機関全体で1177人という統計となっている（『資料労働運動史・昭25』1078頁、三宅『レッド・ページ』1

0～12頁)。

第3 レッド・ページによる解職であることの検討

1 申立人A、同B及び同C

(1) 行政整理としての解雇

申立人A及び同Bはいずれも労働基準監督署の職員、同Cは郵便局の職員として稼働していたが、申立人らはいずれも、1949年8月に解雇された。

(2) 申立人A及び同B

申立人Aは、中国国内で終戦を迎え、復員後、島根県H勤労署（当時）で勤務していたところ、1947年3月も労働基準法が成立し9月から施行されることにあわせ、H労働基準監督署の立上げに参画し、労働省の職員となった。申立人Aは、2・1ゼネストが中止される事件があったことを受け、労働運動に対する弾圧に反対するため、日本共産党に入党した。

申立人Bは、青山学院専門学校（当時）を卒業後、1947年9月に設置された労働省に入省してO労働基準監督署勤務となった。申立人Bも、1947年、日本共産党に入党している。

この頃、労働基準監督署の職員らは、全国基準行政労働組合（全基準）を結成しており、1948年3月に静岡県熱海市で行われた第2回大会において、申立人らは、中央執行委員（中央闘争委員）に選出され、申立人Bは委員長も務めることとなった。

その後、前述のとおり、1949年5月に行政機関定員法が成立し、6月から施行された。これを受け、申立人2名を含めた6名中央執行委員は、労働省労働基準局の局長らとの間で団体交渉を行うなどしていたが、いずれも1949年8月、労働省本省に呼び出され、解雇を通告された。

申立人Aら2名の解雇も、行政機関定員法に基づく行政整理として行われているが、共産党員であることと組合活動の中心を担っていたことが整理対

象となったことは容易に推認できるところであり、レッド・ページとしての解雇であったと認定できる。

(3) 申立人C

申立人Cは、1947年4月、逓信省（当時）が所管する熊本県J市のJ郵便局に採用された。海軍少年通信兵として満州で活動した経験から通信士の資格を持っていたため、電信課に配属され、電報の送受信業務に従事していた。

1948年8月頃、職場の先輩の勧めで日本共産党に入党し、労働組合では、副青年部長を務めた。

1949年8月10日、局長室に呼ばれ、局長から「今日付けで退職するように」と言い渡された。他にも同時に2名の職員に通告があり、ともに不当であると抗議したが局舎に入ることも拒まれる始末であった。

申立人Cについても、解雇、退職勧奨されるべき合理的な事情は見出せず、共産党員であることを理由に、すなわちレッド・ページとして整理対象になったと推認できる。

2 申立人D、同E及び同F

(1) 教員レッド・ページ

申立人D、同E及び同Fは、いずれも小学校の教員をしていたところ（申立人Dが山形県、同E及び同Fが東京都）、申立人Dは1949年10月に辞職勧告（退職勧奨）を受け、同E及び同Fは、いずれも1950年2月に、解雇ないし辞職勧告を受けた。

これらの申立人3名は、以下で具体的に見るように、第2の5で整理した教員レッド・ページの典型的な事例とすることができる。

(2) 申立人D

申立人Dは、1949年3月、山形県師範学校卒業後、同年4月、山形県

教育委員会に教員として採用され、N市T小学校に勤務した。

申立人Dは、師範学校在学中の1949年2月、日本共産党に入党している。

県教委は、それまで師範学校卒業生を全員教員として採用していたが、この年、はじめて4名の卒業生を不採用とした。この4名は師範自治会の役員と活動家であった。教育長は、4月になって、師範学校自治会との交渉で、「このたび、新卒4人を不採用としたが、現職教員の中にも思想傾向が悪いものがあるので、なるべく早い機会に整理する」と発言した。そして、採用後の5月には、近隣の中学校で行われた講演会が終了後、校長から呼び出され「君は、共産党員だろう。こちらで考えていることがある」と言われた。申立人Dは、1949年10月18日、県の地方事務所において、退職勧奨（辞職勧告）を受けた。この時、同時に退職勧奨を受けた教員が山形県内に約20名おり、申立人Dを含め、辞職に応じなかった13名は同年10月24日、休職処分となり、その1年後退職扱いとなった（2014年2月17日付申立人D作成の補充書、明神勲『教職員レッド・ページ概要ノート（その2—山形県における教職員レッド・ページ—）』（北海道教育大学紀要・教育科学編第35巻2号、1985）参照）。

申立人Dの退職勧奨、休職処分等は、教育関係者から共産党員らを排除する目的で行われた前記の教員レッド・ページの典型的な一事例と認定できる。

（3）申立人E及び同F

申立人Eは、1947年4月、東京都教育委員会に教員として採用され、南多摩郡（現在の町田市）S小学校に勤務した。申立人Eは、1950年2月13日頃、同校校長から解雇の通告を受け、退職した。

申立人Fは、国民学校教員養成講習を受け、1942年9月1日、東京都向島区更正国民学校の助教に就任した。戦後は、足立区立U小学校、墨田区立K小学校につとめた。申立人Fは、1950年2月13日、校長室に呼ば

れ、辞職勧告を受け、相談の結果、やむなく勧告を受けいれて退職した。

東京都の教員レッド・ページについては、後に提訴して裁判闘争を行った者がおり、特別審査局が作ったとされる「昭和二十四年度第一次 全国教員整理者名簿」と題する書類が書証として提出されている。この中で、申立人Eについては、同資料の「第1次ページ名簿」の中に、「丸共教職員関係」の一覧の中に名前が明記されている。申立人Fも、同じ資料に、「東京都では〇共²を含む二四七名の教員を整理したがなほ〇共関係教員は八十八名残存していると当局は見ている。その名簿は次の通りである。」と記載された後に、申立人Fの名前が明記されている。これらの資料からも、申立人E及び同Fの解雇、退職勧奨についても、レッド・ページによる解職と認定できる。

3 申立人G

(1) 公然のレッド・ページ

申立人Gは、運輸省海上保安庁水路部の職員であったところ、1950年11月、解雇された。申立人Gは、申立人らの中では最も解雇時期が遅い。しかも、1950年9月5日の「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣議決定された後の解雇であり、レッド・ページによる解雇であることは比較的容易に認定が可能である。

(2) 申立人Gの事実認定

申立人Gは、1947年に運輸省水路部（当時）技術官養成所を卒業後、同水路部に入職し、図誌課計画係に配属され製図工として稼働していた。

職場においては、水路部従業員組合の役員を務めるとともに、1948年2月に日本共産党に入党し、1950年には水路部細胞長、中央地区委員も務めた。

1950年9月5日に「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣

² 原文は、共産党の「共」を○で囲んだ一字。

議決定されて間もない同年10月、職場の上司にあたる課長と係長に呼び出され、「ここで共産党を辞めると言ってくれ、言ってくれば今までどおり活動していても構わないから」と説得されたが、申立人Gは「それはできない」と断った。

それから間もない11月7日、海上保安庁本庁から出向してきた担当者を含めた職場の上司らから、「機密漏洩、器物損壊」により解雇する旨の文書を見せられた。申立人Gは、機密漏洩の具体的な事実や器物損壊の対象物を尋ねるなどしたが、返答は得られなかった。

申立人Gについては、平田哲男が『レッド・ページの史的究明』において、当時の法務府特別審査局が作成した資料「昭和25年8月所謂特殊官庁グループに関する報告」を紹介する中に、具体的な活動とともに氏名が記されている。この報告は、行政機関定員法によりすでに公務員のページがなされた後にも「なお相当数の破壊分子を残存させている例」として、国鉄などとともに水路部の様子が記載されており、日本共産党の指導の下で水路部細胞が行っている具体的な活動を列記したあとに、「その構成員は、責任者G外15名である」とある。

このような経過からしても、申立人Gの解雇は、9月5日の閣議決定を受けた具体的措置の1つであることは明らかで、レッド・ページであったと認定ができる。

第4 人権侵害性についての判断

前項で、申立人らについてレッド・ページであったことを認定した。そこで、以下では、これらの者についてのレッド・ページの人権侵害性について検討する。

- 1 日本国憲法（1947年5月3日施行）は、思想・良心の自由を定めており、特定の思想・信条を有していたとしても、そのことを理由に不利益な取扱いを

受けることがないことを保障している（第19条）。また、結社に参加する自由も保障されているので、特定の政党に参加することを理由に不利益、差別的な取扱いを受けることもあってはならない（第21条1項）。内心の自由は絶対的なものとして尊重され、かつ、この外部への表明の一手法である表現の自由や結社の自由は、人の人格に直接かかわるものとして、最大限尊重されなければならない。

ところが、前項で認定したとおり、申立人らは、日本共産党の党员であることや、共産主義者であることを理由に、国家公務員、国営企業職員の地位や地方公務員たる教員の地位を奪われている。かかる行為は、特定の政治的信条を有することを根拠に重大な不利益を与えるものとして憲法第19条に、また、特定の政治結社に参加あるいは同調していることをもって不利益を与えることは、当該政治結社への参加や活動への関与を躊躇させることは明らかで憲法第21条1項に反しているといえる。さらに、国等が解雇対象者を選定する際に、当該個人の稼働能力とは関係のない思想傾向をもって判断することは、法の下での平等を定めた憲法第14条1項にも反しており、申立人らの人権を侵害するものである。

- 2 当時の日本共産党は、暴力主義的に革命を実現することを党是としていた。そのため、憲法秩序の基礎を暴力により破壊することを目的とする思想や結社の保障に疑問を差しはさむ見解もあり得る。

しかし、民主制を掲げる日本国憲法が保障する各種の自由・権利は、それを民主制を倒すことを目的に行使することをも認めていると解するのが一般的である（「戦う民主主義」の考え方を採用していない。）。

また、日本共産党やその構成員の一部が暴力主義的な革命を目指していたからといって、それと同じ考えを有しているか否かを考慮することなく、単に共産党员であること、その同調者であるからといって、直ちに重大な不利益を科すことには、何ら合理性を肯定できない。

3 次に、申立人らが解職された当時は、未だ我が国はGHQの占領下にあり、最高司令官のマッカーサーの指示あるいは示唆があったために、政府は、レッド・ページをせざるを得なかったとの評価も考えられる。

しかし、レッド・ページが行われる契機にGHQの指示や示唆があったとしても、日本政府や企業自身もまた、レッド・ページを積極的に推し進めようとしてきたことは、第2で詳細に見た通りである。しかも、1949年からの行政整理については、GHQの関与はあるとしても、いまだマッカーサーが指示、指令を出したという事実は存せず、教育機関におけるレッド・ページについても同様である。

さらに、1950年以降において、マッカーサーが指示をした場合であっても、それは直接国民を拘束するものではなく、占領下の日本統治は、日本国憲法および日本の諸法令によって行われていた。そのため、申立人らの解雇等はいずれも当時の法令を適用して行われたものであり、決して占領下であることをもって日本政府が責任が免じられるものではない。

4 申立人D、同E及び同Fは、いずれも小学校の教員であり、直接の雇用主体は、山形県および東京都になる。しかし、第2の5で見た通り、都道府県の教育委員会で、小・中学校の教員が一斉にレッド・ページとして解職されたのは（しかも、根拠規定や先に退職勧奨を行う方法なども共通している。）、文部省が共産黨員等の調査を行い、極秘裏に全国教育長会議を開催して指示を徹底しこれを主導したからであり、政府が解雇、解職を主導したことは、国家公務員などの場合と異ならない。したがって、直接の雇用主体が地方公共団体であるからといって、国が責任を免れることにはならない。

5 我が国は1952年に連合国との間で講和条約(サンフランシスコ平和条約)を締結し、完全に主権が回復していながら、政府は、現在に至るまで、レッド・ページの解雇等の撤回やその指示を行っておらず、さらに名誉回復、補償などの措置も一切行われていない。

申立人らは、本件解雇等により著しく名誉を毀損されただけでなく、解雇等によって生活の糧である職を失うことにより収入が途絶え、多大な経済的損失を被った。その後の就職活動に深刻な影響も受けたことを訴える者も複数存する。その被害は、解雇等の当時のみならず、その後、今日まで続いており、その人生の大半を被害回復がなされないまま過ごしてきたことになる。

本件は今から70年近くも前に起きたものではあるが、現在においても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。現在も形を変え類似の被害は繰り返されている。職場において思想・良心の自由、法の下での平等などが保障されるべきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題である。現在及び将来にわたり、職場において思想差別が繰り返されないようにするためにも、過去の人権侵害に対してその侵害事実と責任を認め、救済をしていくことは極めて重要である。とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害に対しても救済することは、どのような状況下におかれても人権は保障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有するものである。

申立人らが本件解雇等によって被った被害は極めて重大かつ深刻なものであることはもちろん、かかる意義を踏まえ、国に対し、勧告をする。

以 上

【凡例】

- ・三宅『レッド・ページ』：三宅明正『レッド・ページとは何か―日本占領の影―』（大月書店、1994年）
- ・平田『史的究明』：平田哲男『レッド・ページの史的究明』（新日本出版社、2002年）
- ・明神『概要ノート』：明神勲「教職員レッド・ページ概要ノート（その6）」北海道教育大学紀要・教育科学編第55巻第2号（2005年）
- ・吉田『回想』：吉田茂『回想十年 第二巻』（新潮社、1957年）
- ・『資料労働運動史・昭24』：労働省編『資料労働運動史・昭和24年』1951年・労務行政研究所
- ・『資料労働運動史・昭25』：労働省編『資料労働運動史・昭和25年』1952年・労務行政研究所
- ・『日本労働年鑑・23集』：法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第23集』1950年・時事通信社
- ・『日本労働年鑑・24集』：法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・第24集』1951年・時事通信社

別紙 申立人ら一覧

	申立人 (生年月日)	雇用先	ページの時期	4, 5 頁の分類
1	A (1922. 3. 15)	労働省 (H労働基準監督署)	1949. 8	① (行政整理)
2	B (1927. 2. 13)	労働省 (O労働基準監督署)	1949. 8	① (行政整理)
3	C (1927. 1. 6)	逓信省 (J 郵便局)	1949. 8. 10	① (行政整理)
4	D (1929. 5. 3)	山形県N市立T小学校	1949. 10. 18	②
5	E (1924. 7. 25)	町田市立S小学校	1950. 2. 13	②
6	F (1926. 1. 7)	墨田区立K小学校	1950. 2. 13	②
7	G (1929. 3. 30)	運輸省 (海上保安庁水路部)	1950. 11. 7	④